

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和5年 1月25日)

長与町議会

## 長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和5年 1月25日  
招集場所 長与町議会会議室

### 出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

### 欠席委員

な し

### 出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

### 職務のため出席した者

議会事務局長	青 田 浩 二	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

### 説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	金 崎 良 一	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	教 育 次 長	山 本 昭 彦

### 本日の委員会に付した案件

- (1) 令和5年第1回長与町議会臨時会について
- (2) その他

開会 13時28分

閉会 14時51分

○委員長（岩永政則委員）

皆さん明けましておめでとうございます。まだ1月でございまして。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

1月30日招集の第1回臨時会の運営につきまして会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。初めに議長のあいさつをお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんこんにちは。今日は、令和5年第1回長与町議会臨時会が開催されますけども、大雪が心配されましたけども、各地ではいろいろ被害もあってるようですが、私の見た目では長与町は私が一番出て来にくかったのかなと思っております。まだ凍っておりましたので幸いだったのかなと思っております。そういう意味で、今日は臨時議会でございますけども、内容を見ますとある程度酷な、内容的にはちょっと酷な議案でございますので、いつものように慎重審議で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。次に町長のごあいさつをお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんお疲れさまでございます。本日は大変ご多忙の中、また寒い中、第1回臨時会に係ります議会運営委員会を開催をしていただきまして誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは令和5年第1回長与町議会臨時会についてを議題といたします。提出予定議案等につきまして、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、今回の臨時会では議案1件を予定をしております。提案内容につきましては、所管の部長の方から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さまこんにちは。それでは企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。議案第1号令和4年度長与町一般会計補正予算（第8号）です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,077万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を151億2,879万1,000円とするものです。補正の内容といたしましては妊婦および子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境の整備として妊娠時から相談に応じ、必要

な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届け時および出生届出後にそれぞれ5万円ずつを給付する経済的支援を行う出産子育て応援事業に係る経費と、中学校における休日の運動部活動の地域移行を令和5年度から円滑に実施するため移行体制の構築を図る経費、そして新型コロナワクチン接種による健康被害が認定されたことにより、予防接種法に基づく給付を行う経費を計上いたしております。以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。続いてお諮りをいたします。本臨時会における議案につきましては、各委員会への分割付託と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本会議において委員会付託と分割付託とすることに決定をいたしました。

続いて、会期日程案につきまして説明をさせます。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

会期につきましては、1月30日の1日間、議案上程、提案理由説明、議案審議、質疑、委員会審査、委員長報告、討論、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただ今の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第1回臨時会の会期日程につきましては、1月30日の1日間と決定をいたしました。

その他何か皆さんからございませんか。ないようございますので、以上をもちまして令和5年第1回長与町議会臨時会についてを終了いたします。

執行部の方、ご退席を願います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

本日は一人一役についての件、それからタブレットの導入についての件、これを全員協議会への報告となるわけですけども、これらについてを議題といたします。去る12月25日開催の議会運営委員会におきまして、再検討を行い結論を得ておりました。本日はその結果の整理を行いましたので確認をしていただきたいというふうに思いますが、実は前回の全協で説明したときに意見を出して、それを整理してもう1回再検討するということになっておりましたので、それらの整理を行っておりますので、今お配りをしたもののがそれで、協議をした結果を局長の方でまとめていただいておりますので、それ

を議題としていきたいと思います。1月30日の臨時会後に全員協議会を開催していただきて、そこで報告をし、本件についての終結を行いたいというふうに思っているところでございます。それでは1点目の一人一役につきましてから事務局長に説明をさせます。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

まず一人一役について、こちら先ほど言われた議運の方で協議をされて、その結果をそのまま書いているとおりになっております。まず竹中議員につきましては、町長依頼の監査および行政からの委員、広域連合の委員は全員協議会で選出するということで、監査委員、民生委員推薦会委員は全員協議会で選任するようにしている。都市計画審議会委員は所管する産業文教常任委員会から選任することに決定した。後期高齢者医療広域連合議員は議会運営委員会で十分議論をしてきた。所管する総務厚生常任委員会から選任することに決定した。続きまして、議会運営委員会に総務厚生、産業文教、広報広聴の3常任委員会を入れる。議会運営委員会には3常任委員会から1人ずつ選任することで、こちら関連していますので1つの回答といたしまして、広報広聴常任委員会から議会運営委員会に選出するのは従前どおりとし、今変更すると長与町議会の運営に関する基準の委条7、委員の選任の見直しが必要になる。従って基準の見直し等を含め改選後の課題とするとしております。松林議員の各役職の仕事量がまちまちである。議長副議長のなり手は見つかると思うが、監査委員は仕事量も多くなり手が見つからない場合も想定しておくべきである。くじ引きしても議員から監査委員を選任するのかしないのかということに対しましては、既に議員から選任することと決定されている。西岡議員の分につきましては、この前もご本人も議運のときにいらっしゃったので特に回答というのは作っておりません。安藤議員につきましてはこの一人一役の決め方の順序について従前に周知をお願いしたいということで、全員協議会等で事前に周知することにしております。一人一役のこちらの分については以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が今局長から終わりましたけども、皆さんから何かこうじやなかつたかなあとか、違うんじゃないのかとか、そういうことございませんか。今、副委員長から内村議員の一人一役の分があればそれを説明いただければということですから、局長の方で説明できますか。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

内村議員の分につきましては、まず1番の1の（1）一人一役についての分につきましては、最初の竹中議員の分と同じ答えになるんですけども、後期高齢者医療広域連合議員は、議会運営委員会で十分議論をしてきた。所管する総務厚生常任委員会から選任することに決定したとしております。（2）の長与町都市計画審議会委員は、都市計

画都道府県計画審議会およびうんぬんとありますて、こちらの方、町と事前に調整をされているのかどうかということなんすけれども、こちらは現状は議長の指名はされておらず調整の必要はないと考えているとしております。(3)の民生委員推薦会委員は、現在議長と議員の2名選出しているが長崎市および時津町は議会から1名のみ選出している。これまで議長として出席した経験はあるが内容からして2名必要ではないと思われる。2名の必要性の理由は何かということで、こちらの方は町長から要請されている人数なので、議会から理由は言えないということです。(4)もこちらの方も竹中議員の2つ目、3つ目の問い合わせと同じ内容の質問で、答えにつきましても議会広報広聴常任委員会から議会運営委員会に選出するのは従来どおりの議会運営委員会の考え方とし、今変更すると長与町議会の運営に関する基準の委条の7、委員の選任の見直しが必要になる。従って、基準の見直しは改選後の課題とするということにしております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。以上、内村議員の一人一役についても説明をいたしましたが、1枚目の竹中、松林、西岡、安藤、内村、この枠内で何かございませんか。

暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

まず一人一役についてもう一度整理をしたいというふうに思いますが、いろいろ意見がありましたけども今から読み上げますので、いいか確認をしたいと思います。竹中議員の枠内の下から3行目、赤丸、頭の議会広報広聴常任委員会からというのを抹消して、議会運営委員会に選出することについては平成26年1月4日開催の議会運営委員会で決定されたとおりとする。これに訂正をお願いしたいと思います。それから松林議員の一番下の赤丸の既に議員から選任するとありますが、とを抹消するということです。それから西岡議員の意見に対する回答がないので、前記の竹中議員の上から4行目、後期高齢者医療広域連合議員は、議会運営委員会で十分議論してきた。所管する総務厚生常任委員会から選任することに決定した。このことをここに表記をするということは丸。丸で1ですね。もう1つの丸は、その他、西岡議員の質問の最後の下から2行目の他の役職も同様のうんぬんについての回答として、丸ですね。現状からの変更の必要により見直しを行うこととした。そういうことで挿入をお願いしたいと思います。それから内村議員の意見の1番目の一人一役の(1)回答の丸の後期高齢者の最後の行に、総務厚生常任委員会から選任することとありますので、とを抹消するということです。いいですか事務局。行きますよ。それから同じく内村議員の一番下の赤丸は、竹中議員の下から3行目の回答文をそのまま記入するということです。それと私の方からもう1点、一人一役この表を見ていただきたいと思うんですが、この表のこの枠外に今回の見直し

結果をもって来期から実行すること。なお必要により見直しを行うこととする。あればかもしれませんけどね。今回の見直し結果をもって来期から実行すること。なお必要があれば見直しを行うこととするということを何か入れていた方がいいんじゃないかなと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基準の中の1つ、結局今回の一人一役もですよ。当然基準も見直しが必要な場合は協議をしないといけない内容でありますし、わざわざそこにその文言を入れる必要性はどうなのかなと思うのと、今回決定すれば当然改選後からですね。改選選挙が終わった後からですね。それも何かずっと残す文書としてどうなのかなという気がするんですね。それを元にしてこうやって決めていきますよというのが、なんでしょうね。よく条例では次期改選後にとかなんかいうふうに入れますけど、今回もし皆さんの合意が得られればもう当然となるのかなという気がするので、あえて入れる必要性がちょっとないかなとはちょっと思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

適用をどうするんですかというのが、宙に浮いているというふうに思うんですよ。「今見直しをします。します」と、これは「こうします」「ああします」と言いながら元々は来期からしましょうということは話し合ってきたわけですけどもね。心の中では皆さんそう思っておられると思うんですが、文言上は何もないわけですね。ですから適用日もいろいろ私言いましたが、適用をいつするんですかと、いつからするんですかというのは、何かどこかに、問題提起ですからどこかに入っていた方がいいんじゃないかなと思ったもんだからですね。そのまましておくと来期5月の改選後の組み合わせをするときから適用するのか。あるいは次のものなのか分からぬということに解釈をされれば、見直しを行われないということにつながっていかないかという、早々はですね。だから適用日とか、何かを記載をしてどつかに入っていた方がいいんじゃないかなという気付きましたね。どうでしょう。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほど河野委員が言われたように今委員長も言われてるんですが、今回決めたことをもってその基準を書き換えるわけでしょうから、その基準の最後に施行日として新たな今度の議員の任期の始まりぐらいを入れて、施行日令和5年何月、5月何日ということを入れればもうあんまり詳しくいろいろ説明まで書かないでもいいんじゃないのかなと。基準を取りあえず作り直すというのが、その作り直す過程でいろいろ皆さんにもまた説明するわけですから、その中に施行日が最後にぽんと出してくればもうそれで皆さん分かるんじゃないのかなという気はします。

○委員長（岩永政則委員）

青田事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらが以前の申し合せ事項で、一部改正日ということで改正日を入れてるんですね。今回の基準については、おととしの3月にできたのでそこで施行としてこの改正を入れる日にちを、例えば今度新しく任期が始まる4月30日を改正するということで全協で承諾を取っていただければ、ここの表に入れればいいんじゃないのかなと思っておりますけれども。

○委員長（岩永政則委員）

それではそういうその施行をどうするということを記載するということでいいですね。  
(「異議なし」の声あり)

そしたらそれで終了したいと思います。それでは、以上をもってこの一人一役については終わりたいというふうに思います。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

次に、タブレットの導入について局長をして説明をいたします。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらのタブレットの導入につきましても回答は1つということで前回の議会運営委員会の方で頂いておりまして、タブレット導入についての一番最後のところに、「ここに至り特別委員会設置の要望が出ている現状を見ると、そのまま推進することは無理を生じることとなる。今後の議論は行わず今日までの経過など改選後の議会に引き継ぐこととする」ということで、内村議員の分についても同じ回答しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今説明が終わりましたが、何か気付きはありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

タブレットの導入については局長から説明がありました1枚目一番下に丸印で書いてますが、そういうこと。それから内村議員に対する回答ですね。それも整理をしました、先ほどですね。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。それから内村議員のタブレット端末について2ですね。2の(3)について、それからその他の3のその他ですね。(2)と3については、議長ということで書いて答えを書いておりますけども、さらっと流してちょっと趣旨に反するようなものもありますけども、議長の方からこのまま記載をしていくということで議長から説明をするということで、いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それではそのように取り扱いをさせていただきます。もう1回言いますが、30日の議会閉会後に全協がありますからそこで報告をいたしますので、何かあったら全員で答弁を必要によりお願いをしたいということを申し上げて、本日の議会運営委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

(閉会 14時51分)